

しょうがいしゃしえんしせつ いすらいふけあほーむ  
**障害者支援施設 伊豆ライフケアホーム**  
 せいかつかいご しせつにゆうしょしえん りようけいやく じゅうようじこうせつめいしょ  
**<生活介護・施設入所支援>利用契約 重要事項説明書**  
 (令和 6年 4月 1日 現在)

この重要事項説明書は、当施設が提供する生活介護・施設入所支援について、利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条に基づき、障害者総合支援法による当施設の概要やサービスの内容等、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. サービスを提供する事業者

めいしやう 名 称	しゃがいふくしほうじん きやうさいふくしかい 社会福祉法人 共済福祉会
しよざいち 所 在 地	しずおかけん たがたくん かんなみちやう ひらい 静岡県 田方郡 函南町 平井717-2
でんわばんごう 電 話 番 号	055-978-4100
だいひようしゃしめい 代表者氏名	りじちやう しむら ゆきひろ 理 事 長 志村 幸洋
せつりつねんがっぴ 設 立 年 月 日	しやうわ ねん がつ ひ 昭和46年 4月 1日

2. ご利用施設

きーびすしゅるい サービス種類	せいかつかいご しせつにゆうしょしえん 生活介護 施設入所支援 しゅ たいしやうしや しんだいしやうがいしや 主たる対象者を身体障害者とします。	
しせつめいしやう 施設の名称 (事業所番号)	いすらいふけあほーむ へいせい ねん がつ ひ しずおかけんしてい 伊豆ライフケアホーム [平成20年4月1日 静岡県指定] (静岡県 2210300071 号)	
しせつもくてき 施設の目的	じゅうじかいご ひつよう じゅうど しんだいしやうがいしや いしおよ じんかく そんちやう 常時介護を必要とする重度の身体障害者の意思及び人格を尊重し、 りようしや たちば た てきせつ していしせつしえん ていきやう かくほ 利用者の立場に立った適切な指定施設支援の提供を確保すること。	
しせつしよざいち 施設の所在地	しずおかけん たがたくん かんなみちやう ひらい 静岡県 田方郡 函南町 平井717-2	
れんらくさき 連絡先	でんわばんごう 電話番号 055-978-0811	ふあつくすばんごう FAX番号 055-978-0812
しせつちやう かんりしや 施設長 (管理者)	さきき しやうぞう 佐々木 省三	
きーびすかんりせきにんしや サービス管理責任者	みやうち まきこ いしい あきら 宮内 真紀子、石井 輝	
しせつ うんえいほうしん 施設の運営方針	ひと ひと おも きほん りようしやみずが せいかつ ば 人とのふれあいや、人への思いやりを基本とし、利用者自らが生活の場と して、やすらぎとゆとりを実感できるよう配慮し、自立への意欲に応える つと ように努める。	
かいせつねんがっぴ 開設年月日	へいせい ねん がつ ひ 平成 9年 4月 1日	
てい い ん 定 員	せいかつかいご しせつにゆうしょしえん 生活介護 / 施設入所支援 60名	

\*1 生活介護  
 施設が提供する生活介護の内容は、主として昼間において次のサービス提供を行います。

- 個別支援計画の作成
- 食事・入浴の提供、排泄等についての介助等の支援
- 創作活動の機会の提供
- 身体機能及び日常生活機能の維持・向上のためのリハビリテーション
- 生活相談
- 健康管理等の相談や援助
- 前各号に掲げるもののほか、生活介護の利用者に必要な支援

\*2 施設入所支援  
 施設が提供する施設入所支援の内容は、主として夜間において次のサービス提供を行います。

- 食事の提供、排泄等についての介助等の支援
- 生活相談、健康管理等の相談や助言
- その他必要な日常生活支援

3. 事業実施地域および営業時間

事業実施地域	静岡県全域とする。ただし、通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。		
営業日	生活介護	月～金曜日	および管理者が認めた日
	施設入所支援	月～日曜日	
営業時間	8:30～17:30		
サービス提供時間	24時間（生活介護 9:00～17:00）		

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造 5階建 (耐火建築物・耐震構造)
	総面積	6,357 m <sup>2</sup>
	(2・3・4F面積)	4,223.4 m <sup>2</sup>
	廊下の幅	2.5 m

(2) 居室の概要

居室・設備の種類	部屋数	備考
個室	24室	ショートステイ用10室を含む 標準設備ギャッジベッド、収納キャビネット
2人部屋	25室	標準設備ギャッジベッド、収納キャビネット (利用者1人あたりの最小床面積10.63 m <sup>2</sup> )
合計	49室	

※ 利用者の心身の状況や空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

(3) 居室以外の設備の概要

施設設備の種類	部屋数	備考
食堂	3室	2階・3階・4階
医務室	3室	2階・3階・4階
静養室	4室	2階・3階・4階
浴室	2室	3階特殊浴槽、4階中間浴
洗面所	53ヶ所	2・3・4階各居室、静養室
便所	29ヶ所	2階 (洋式9、馬蹄式1、男性用立位式1) 3階 (洋式6、馬蹄式2) 4階 (洋式7・馬蹄式3・座敷1)
相談室	3室	2階・3階
多目的ホール	1室	4階
ラウンジ	1室	1階
理髪室	1室	1階
テイルーム	3ヶ所	2階・3階・4階

当施設では、居室以外に上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定障害者支援施設に設置が義務付けられている施設・設備等です。利用については、利用者にご負担いただく費用はありません。

(4) 居室の変更(施設入所支援利用者)

利用者から居室の変更希望があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

(5) 施設・設備等ご利用上の注意事項

①設備・器具の利用については、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

②貴重品の管理は、別に定める「預かり金管理規程」により行います。なお、規程に定めのない金品について、自己管理できない利用者につきましては、施設に持ち込まないようお願いする場合があります。

③宗教活動・政治活動・営利活動について、利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者等に対する宗教活動・政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

④ペットの持込は出来ません。

⑤個人情報保護について

以下については禁止とします。

- ・スマホや携帯電話等を使用して事業所内の様子や利用者、従業員等を無断で録音、写真や動画を撮影すること。
- ・利用者や事業所、従業員に関する写真や情報等をSNSに掲載すること。
- ・他利用者及びその家族、従業員の個人情報を漏らすこと。  
SNS等不適切な利用や投稿が原因で、他利用者、職員、事業所、第三者に損害を与えた場合契約解除になることがあります。

⑥ハラスメント、その他著しい迷惑行為について

利用者及びご家族等が職員に対して、以下のようなハラスメント、その他著しい迷惑行為を繰り返した場合は、協議の上で契約解除になることがあります。

・身体的暴力

- 例：○コップを投げつける      ○蹴る・殴る      ○手を払いのける  
○唾を吐く      ○手を引っ掻く、つねる      ○首を絞める

・精神的暴力

- 例：○威圧的な態度で文句を言い続ける      ○刃物をちらつかせて脅す  
○長時間の拘束、不当な叱責や言動等により業務に支障を来す（電話対応も含む）  
○「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

・セクシャルハラスメント

- 例：○必要もなく手や腕等を触る      ○抱きしめる  
○エロティック写真を見せる      ○卑猥な言動を繰り返す  
○サービス提供とは無関係に下半身を丸出しにして見せる

⑦喫煙について

施設内及び敷地内での喫煙は、原則禁止します。

5. 職員の配置状況

(1) 職員の員数

【生活介護・施設入所支援】

職 種	員 数	常 勤		非 常 勤		常 勤 換 算
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
1、管理者	1	1				1
2、サービス管理責任者	2	2				2
3、看護師	6	4		2		5.1
4、生活支援員	52	31		21		42.4
5、理学療法士	2	2				2
6、医師	1				1	0.1
7、管理栄養士	1	1				1
8、事務員その他	3	3				3

当施設では、利用者に対して指定障害者支援施設サービスを提供する職員として、上記の職員を配置しています。

常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名となります。

計算式：週8時間×5名÷40時間＝1名

#### ＜主な職種の勤務体制＞

【生活介護・施設入所支援】※標準的な時間帯における最低配置人員

職 種	生活介護 (09:00~17:00)	施設入所支援 (17:00~09:00)
1. 生活支援員	日中 09:00~17:00 10名~12名	朝 07:00~09:00 8名 夕 17:00~19:30 8名 夜 19:30~07:00 4名
2. 看護師	日中 09:00~17:00 4名~7名	朝 07:30~08:30 1名 夕 17:00~17:30 1名
3. 理学療法士	日中 08:30~17:30 2名	
4. サービス管理責任者	日中 08:30~17:30 2名	
5. 医師	火曜日 13:00~17:30	

☆ 土・日・祝日は上記と異なります。

#### 6. 当施設が提供するサービスと利用料金（契約書第4条、第5条参照）

当施設では、以下のサービスがあります。

- 介護給付費の対象となるサービス
- 介護給付費外のサービス（利用料金の全額を負担していただくサービス）

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」は利用者に交付いたします。また、必要に応じて「個別支援計画」の見直しを行います。

食費・光熱水費並びに利用料金の全額を利用者に負担いただくサービスを除き、介護給付費の対象となるサービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額がサービス料金となります。このサービス料金の内の一部（原則9割）は市町から介護給付費として支給されます。介護給付費は当事業所が市町から直接受け取りますので、利用者はサービス料金から介護給付費の額を差し引いた額（利用者負担額といいます。原則サービス料金の1割です。）を当事業所にお支払いいただきます。

なお、利用者負担額は、原則サービス料金の1割ですが、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限額が1月の負担の上限額となりますので、記載されている金額以上ご負担いただく必要はありません。

## (1) 介護給付費の対象となるサービスの概要

### ① 日常生活の支援

#### I 食事の提供及び介助

- 栄養、利用者の身体の状況、希望や嗜好を考慮した食事の提供及び介助を行います。
- 朝食 8:00~9:00、昼食 12:00~13:00、夕食 17:30~18:30

#### II 入浴

- 入浴を毎週2回、更衣を毎週1回行います。
  - ◆特殊浴槽
  - ◆中間浴
- 利用者の身体の状況と希望等を伺った上、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。

#### III 排泄

- 利用者の心身の状況に応じて排泄介助およびおむつ交換を行います。

#### IV 着脱衣

- 利用者の心身の状況に応じて介助・支援を行います。

#### V 整容

- 利用者の心身の状況に応じて介助・支援を行います。

### ② 医療及び健康管理

#### I 医療（施設入所支援利用者）

嘱託医師による診察、治療

氏名 矢嶋 孝敏（診療科 内科）

診察日 火曜日 13:00~17:30

りようしゃ せんちん い しとう しんだん ちりょう よう ばあい か き きょうりょくいりょうきかん  
なお、利用者が専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協 力 医療機関  
において受診・治療を受けることができます。

きょうりょくいりょうきかん えぬていていひがしにほんい すびょういん  
協 力 医療機関 NTT東日本伊豆病院  
ないか りはびりてーしょんせいしんか しか ひふか せいけいげか  
(内科、リハビリテーション精神科、歯科、皮膚科、整形外科)  
きょうりょくいりょうきかん しかくりにっく  
協 力 歯科医療機関 わかば歯科クリニック

## II 健康管理・服薬の支援

- かんごし ばいたる ちえっく しよちとう じっし  
・ 看護師によるバイタルチェック、処置等を実施します。
- りようしゃ しんしん じょうきょう おう くすり しせつない いむしつ かんり しよほう おう ふくやく しえん  
・ 利用者の心身の状況に応じて、薬は施設内の医務室にて管理し、処方に応じた服薬を支援  
します。

## III 通院と治療

いりょうきかん じゆしん ひつよう ばあい つういん ちりょう しえん  
医療機関への受診が必要な場合、通院と治療を支援します。

## ③ 社会的活動支援

### I 日常生活支援

せいかつじよう ひつよう かいじょ りようしゃ きぼう しんしんとう じょうきょう おう  
生活上の必要な介助を、利用者の希望および心身等の状況に応じておこないます。

### II 日中活動

そうさくかつどう えんけいかつどう おんがくかつどう れくりえーしょん きようじ じっし  
創作活動・園芸活動・音楽活動やレクリエーション・行事を実施します。

### III その他の社会活動

## ④ 相談援助

りようしゃ いりょう ふくし せいかつどう そうだん おう きぼう おう かそくとう かいごきじゆつ じよげん  
利用者の医療・福祉・生活等の相談に応じます。また、希望に応じて家族等に介護技術の助言  
をおこないます。

## (2) - 1 介護給付費の対象外となるサービスの概要

か き さーびす かいごきゅうふひ たいしやう さーびす ていきよう ごきぼう  
下記のサービスについては、介護給付費の対象とならないため、サービスの提供をご希望される  
ばあい しょてい りようきん しはら  
場合には所定の料金をお支払いいただきます。

けいざいじょうきょう いちじる へんか た え じゆう ばあい そうとう がく へんこう  
なお、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することが  
あります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明  
します。

### ① 預かり金管理手数料

べつとあす きんかんりけいやく ていけつ したが かんり おこな  
別途預かり金管理契約を締結していただき、これに従い管理を行います。

あす きんかんりてすりよう げつがく えん ちやうしやう  
なお、預かり金管理手数料として、月額3,000円を徴収します。

### ② その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用については、実費をお支払いいただきます。

- とくしゆ いりょうようきぐとう  
・ 特殊な医療用器具等
- りびやうだい  
・ 理美容代

- ・ クラブ活動や、日中活動における個人希望作品の材料実費
- ・ 外出支援時における交通費、駐車場代、宿泊費、食事代や観光施設等の入園料の他、付添いする職員の交通費、宿泊費、食事代や観光施設等の入園料
- ・ 受診対応時における駐車場代

(2) - 2 利用料金 (1日あたり)

下記の料金表によって、利用者の障害支援区分に応じたサービス利用料金から、介護給付費の給付額を除いた金額(利用者負担)と食費・光熱水費の合計金額をお支払いいただきます。(別途、負担軽減措置があります。)

【生活介護・施設入所支援】

① 障害支援区分に応じた利用料

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2
生活介護	1,078単位	797単位	547単位	488単位	442単位
施設入所支援	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位

② その他の介護給付加算

せい 生 か つ 活 か い 介 護	① 人員配置体制加算	指定基準上求められている職員の配置を上回る職員体制でサービスを提供します。(1.5:1)	263単位/日
	② 福祉専門職員配置等加算	生活支援員として常勤で配置している職員のうち、社会福祉士・介護福祉士等を35%以上配置すると共に、常勤職員が占める割合が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上いることで、専門的なサービスを提供します。	15単位/日 6単位/日
	③ 常勤看護職員等配置加算	下記の「判定スコア」に該当する利用者が2名以上いる場合に加算します。所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算します。	11単位/日× 常勤換算数
	④ リハビリテーション加算	リハビリテーション実施計画書を作成し、個別のリハビリテーションを行った場合に加算します。	48単位/日 20単位/日
	⑤ 初期加算	利用者が新規利用された場合、利用開始日から30日を限度として加算します。また、入院・外泊が30日を超える場合、退院・帰所日から30日を限度として加算します。	30単位/日

	<p>⑥ 入浴支援加算 にゅうよくしえんがさん</p>	<p>医療的ケアが必要な方又は重症心身障害の方に対して、入浴に係る支援を提供した場合に 加算します。</p>	<p>80単位/日 たんい ひ</p>
	<p>⑦ 喀痰吸引等実施加算 かくたん きゅういん とう じっし がさん</p>	<p>定められた要件を満たし、安全管理の下で喀痰吸引等を行った場合に加算します。</p>	<p>30単位/日 たんい ひ</p>
	<p>⑧ 栄養スクリーニング加算 えいよう すくりーにんぐ がさん</p>	<p>利用開始及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、栄養状態に関する情報を、利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合、1回につき加算します。</p>	<p>5単位/回 たんい かい</p>
	<p>⑨ 栄養改善加算 えいようかいぜんがさん</p>	<p>栄養改善サービスの提供が必要と認められる利用者に対し、計画を作成し、3か月ごとに栄養状態の評価をおこない栄養改善サービスを提供した場合、月2回を限度として加算します。</p>	<p>200単位/回 たんい かい</p>
	<p>⑩ 入所時特別支援加算 にゅうしょ じ とくべつ しえん がさん</p>	<p>利用者が新規入所された場合、入所日から30日を限度として加算します。</p>	<p>30単位/日 たんい ひ</p>
	<p>⑪ 重度障害者支援加算 じゅうど しょうがいしゃ しえん がさん</p>	<p>特別な医療が必要又はこれに準ずる利用者の利用があり、常勤職員を1名配置しています。</p>	<p>28単位/日 22単位/日 たんい ひ たんい ひ</p>
	<p>⑫ 夜勤職員配置体制加算 やきん しょくいん はいち たいせい がさん</p>	<p>指定基準上求められる職員の配置を上回る、夜勤職員4名体制でより安心・安全な夜間サービス提供に努めています。</p>	<p>48単位/日 たんい ひ</p>
<p>施設 せつ せつ にゅう 入所 し 支 え ん 援</p>	<p>⑬ 栄養マネジメント加算 えいよう がさん</p>	<p>常勤の管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成して栄養管理を行います。</p>	<p>12単位/日 たんい ひ</p>
	<p>⑭ 療養食加算 りょうようしょくがさん</p>	<p>管理栄養士又は栄養士が配置されている施設において、療養食を提供した場合に加算します。</p>	<p>23単位/日 たんい ひ</p>
	<p>⑮ 口腔衛生管理体制加算 こうくうえいせいかりたいせい がさん</p>	<p>歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に加算します。</p>	<p>30単位/月 たんい づき</p>
	<p>⑯ 経口移行加算 けいこういこうがさん</p>	<p>医師の指示に基づき経口移行計画を作成し、計画に従って経口による食事摂取を進めるための栄養管理及び支援を行った場合に加算します。但し、原則 計画作成時から180日以内とします。</p>	<p>28単位/日 たんい ひ</p>

⑰ 通院支援加算	通院に係る支援を実施した場合、1月に2回を限度として加算します。	17単位/日
⑱ 地域移行加算	地域生活へ移行するための支援を行った場合、入所中2回、退所後1回を限度として加算します。	500単位/回
⑲ 障害者支援施設等 感染対策向上加算	感染症発生時に備えた平時からの対応として、協定締結医療機関と連携し、感染対策の実施や研修への参加などの連携体制を構築しています。	10単位/月 5単位/月
病院等との連絡調整や入院期間中の被服の準備、日常生活上の支援等を行った場合に、次の加算を行います。		
⑳ 入院・外泊時加算(I)	利用者が短期入院及び外泊した場合、8日を限度として加算します。	320単位/日
㉑ 入院・外泊時加算(II)	利用者が上記期間に引き続き入院した場合、8日を超えた日から82日間(入院から90日間)を限度として加算します。	191単位/日
㉒ 入院時支援特別加算 (月1回を限度)	90日を超えた入院期間が4日未満	561単位/回
	90日を超えた入院期間が4日以上	1,122単位/回

※ 上記④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑬・⑭・⑯・⑰・⑱・⑲・⑳・㉑・㉒の加算については、該当する場合のみ加算することとします。

※ 生活介護については令和6年5月31日まで「福祉・介護職員処遇改善加算」として、1月につき、上記の基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計×61/1,000が加算されます。また、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」として、上記の基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計×17/1,000が加算されます。更に、「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」として、上記の基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を除く)を算定した単位数の合計×11/1,000が加算されます。令和6年6月1日から「福祉・介護職員処遇改善加算」として1月の単位(各加算を含む)数の合計×101/1,000が加算されます。

※ 施設入所支援については、令和6年5月31日まで「福祉・介護職員処遇改善加算」として、1月につき、上記の基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計×86/1,000が加算されます。また、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」として、上記の基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計×21/1,000が加算されます。更に、「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」として、上記の基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を除く)を算定した単位数の合計×28/1,000が加算されます。令和6年6月1日から「福祉・介護職員処遇改善加算」として1月の単位(各加算を含む)数の合計×159/1,000が加算されます。

※ 上記、1単位単価について、施設所在地である函南町は、厚生労働大臣が定める地域区分「7級地」であるため、生活介護10、18円、施設入所支援10、20円となります。

※ 判定スコアの項目は、以下の通りです。

- ア 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。)の管理
- イ 気管切開の管理
- ウ 鼻咽頭エアウェイの管理
- エ 酸素療法
- オ 吸引(口鼻腔又は気管内吸引に限る。)
- カ ネブライザーの管理
- キ 経管栄養(経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻、持続経管注入ポンプ使用)
- ク 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等)
- ケ 皮下注射(皮下注射(インスリン、麻薬等の注射を含む。)、持続皮下注射ポンプ使用)
- コ 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む。)
- サ 継続する透析(血液透析、腹膜透析等)
- シ 導尿(間歇的導尿、持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ))
- ス 排便管理(消化管ストーマの使用、摘便又は洗腸、浣腸)
- セ 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

③ 食事の提供・光熱水費に係る費用(自己負担額)

食 事	1日:1,578円	朝食:278円/昼食:650円/夕食:650円
光熱水費	1日:247円	

※ ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額及び食費、光熱水費といたします。

※ 入院・外泊の期間中は、光熱水費のご負担をいただきます。

(2)-3 利用者負担の減免について

(利用者負担に関する月額上限)

○1 か月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得(世帯の収入状況)に応じた下表のとおり月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービス利用をするご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯で、「低所得1」に該当しない方	0円
一般1	市町村民税課税世帯(20歳未満)	9,300円

いっばん 一般2	しちようそんみんぜいかげいせたい 市町村民税課税世帯	えん 37,200円
-------------	-------------------------------	---------------

※月額負担上限のほか、さらに下記のような利用者負担に関する減免があります。

〔食費等実費負担の軽減について〕

○入所施設の食費・光熱水費の実費負担に関する軽減措置

食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円（障害基礎年金1級受給者、60～64歳の方、65歳以上で施設入所支援に合わせ生活介護を利用する方は、28,000円）が残るように補足給付が行われます。

(2) 一4 利用料金のお支払方法（契約書第5条参照）

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ウ. 指定口座への振込み（施設入所支援利用者）

振り込み先銀行名	静岡銀行	函南支店
口座番号	普通預金	359030
口座名	社会福祉法人 共済福祉会	
	伊豆ライフケアホーム	
	理事長	志村 幸洋

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第7条）

当施設は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。開示に際して必要な複写料などの費用は、利用者の負担となります。

(1) 閲覧、複写ができる窓口業務時間

○ 受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始は除く）  
8:30～17:30

○ 複写料 白黒 10円/枚 カラー 20円/枚

(2) 利用者の記録や情報は、「社会福祉法人共済福祉会における個人情報保護に対する基本方針等」に基づき、個人情報の取り扱いを行っています。

(3) 当事業所の従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は解約後も同様です。

(4) 当事業所は、重要事項説明書の同意をもって、以下に掲げる理由に限り、利用者及びその家族等に関する情報を提供することがあります。

① 障害区分認定調査・介護保険認定調査等について、関係する都道府県、市町村、付属機関及び

- ① 委託を受けた機関が情報提供を求めた場合。
- ② 主治医等が治療に要する目的で情報提供や報告を求めた場合。
- ③ 施設生活支援に要する目的で支援会議等において情報提供が必要な場合。
- ④ 利用者のサービス利用終了等に伴って、継続した福祉サービス等を利用する上での情報提供を用いる必要がある場合。
- (5) 当事業所は、将来を担う介護従事者等の実習生、または利用者のサービス提供を目的にボランティアの受け入れをしていますが、職員と同様に施設で知り得た利用者及びその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らさないよう事前説明の上、秘密保持に関わる誓約書を交わしています。

### 8. 損害賠償保険への加入 (契約書第8条参照)

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

- ・ 保険会社名 株式会社 損害保険ジャパン ・ 保険名 しせつの損害補償
- ・ 補償の概要 社会福祉施設が損害賠償責任を負った場合の補償

### 9. 苦情の受付について (契約書第14条参照)

(1) 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 (担当者)	係長 杉山 朋子
苦情解決責任者	施設長 佐々木 省三
受付時間	月～金曜日 8:30～17:30 (祝日、年末年始は除く) また、苦情受付箱を各階エレベーターホールに設置しています。

### (2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」にご相談することもできます。

<第三者委員一覧>

氏名	住所	電話番号
第三者委員 山田信昭	函南町畑毛417-6	055-979-3950
第三者委員 石橋菜穂子	富士見が丘いこの園 施設長	055-944-6644
第三者委員 大川文和	函南町社会福祉協議会 事務局 長	055-978-9288

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

機関名	住所	電話番号
静岡県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	静岡市葵区駿府町 1-70	054-653-0840

10. 虐待防止に関する相談窓口

(1) 当施設における虐待防止に関する相談は以下の専用窓口で受け付けます。

窓口担当者	担当課長 石井 輝
虐待防止に関わる責任者	施設長 佐々木 省三
受付時間	月～金曜日 8:30～17:30 (祝日、年末年始は除く)

11. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

ねん づき ひ  
年 月 日

していしょうがいしゃしえんしせつさーびす ていきようかいし さい ほんしよめん ちと じゅうようじこう せつめい おこな  
指定障害者支援施設サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

し せつめい いすらいふケアホーム  
施設名：伊豆ライフケアホーム

せつめいしゃしよくがい  
説明者職名：

しめい  
氏名

㊟

わたし ほんしよめん ちと じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う していしょうがいしゃしえんしせつさーびす  
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害者支援施設サービスの  
ていきようかいし どうい  
提供開始に同意しました。

り よう しゃ  
利用者

じゅう しょ  
<住所>

し めい  
<氏名>

㊟

だいひつしゃ  
— 代筆者 —

じゅう しょ  
<住所>

し めい  
<氏名>

㊟

りようしゃ つづきから  
<利用者との続柄>

じゅうようじこうせつめいしょ こうせいろうどうしやうれいだい ごう へいせい ねん がつ にち だい じょう きてい ちと  
※この重要事項説明書は、厚生労働省令第79号（平成14年6月13日）第9条の規定に基づき、  
りようちゆう こ しゅ かぞく じゅうようじこうせつめい さくせい  
利用申し込み者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

じゅうようじこうせつめいしょ せつめいほか かくにんないよう  
 <重要事項説明書の説明他、確認内容>

りようしゃおよ かぞくどう しえん だい いこう  
 ◆利用者及びご家族等の支援に対する意向

きんきゅうれんらくきき  
 ◆緊急連絡先

- ご氏名 \_\_\_\_\_ さま りようしゃ つづきがら 様 (利用者との続柄)
- 住 所 \_\_\_\_\_
- 電 話 \_\_\_\_\_ / ふあつくす FAX

りようりょうきん しはらいほうほう  
 ◆利用料金のお支払方法

- ア. 窓口での現金支払い
- イ. 金融機関口座からの自動引き落とし
- ウ. 指定口座への振込み
- |          |            |        |
|----------|------------|--------|
| 振り込み先銀行名 | 静岡銀行       | 函南支店   |
| 口座番号     | 普通預金       | 359030 |
| 口座名      | 社会福祉法人     | 共済福祉会  |
|          | 伊豆ライフケアホーム |        |
|          | 理事長        | 志村 幸洋  |

ほーむぺーじ こうほうしどう しゃしん けいさい  
 ◆ホームページや広報誌等への写真の掲載について

- 写真の掲載を許可する。  写真の掲載を許可しない。
- ※掲載の条件がある場合

ちようきにゅういんじ とくべつ しえん  
 ◆長期入院時の特別な支援

- 支援を希望する (実施する)。  支援を希望しない (実施しない)。

◆その他

しょうがいしゃしえんしせつ いすらいふけあほーむ  
**障害者支援施設 伊豆ライフケアホーム**  
 たんきにゅうしょ りょうけいやく じゅうようじこうせつめいしょ  
**<短期入所>利用契約 重要事項説明書**  
 (令和 6年 4月 1日 現在)

この重要事項説明書は、当施設が提供する短期入所について、利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条に基づき、障害者総合支援法による当施設の概要やサービスの内容等、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. サービスを提供する事業者

めいしやう 名 称	しゃがいふくしほうじん きやうさいふくしかい 社会福祉法人 共済福祉会
しよざいち 所 在 地	しずおかけん たがたくん かんなんちやう ひらい 静岡県 田方郡 函南町 平井717-2
でんわばんごう 電 話 番 号	055-978-4100
だいいやうしゃしめい 代 表 者 氏 名	りじちやう しむら ゆきひろ 理 事 長 志村 幸洋
せつりつねんがっぴ 設 立 年 月 日	しやうわ ねん がつ ひ 昭和46年 4月 1日

2. ご利用施設

サービス種別 サービス種類	たんきにゅうしょ 短期入所 しよ たいしやうしや しんたいしやうがいしゃ しんたいしやうがいじ 主たる対象者を身体障害者・身体障害児とします。
施設名称 (事業所番号)	いすらいふけあほーむ へいせい ねん がつ ひ しずおかけんしてい 伊豆ライフケアホーム [平成20年4月1日 静岡県指定] しずおかけん ごと (静岡県 2210300071 号)
施設の目的	じやうじかいご ひつやう じゅうど しんたいしやうがいしゃ いしおよ じんかく そんちやう 常時介護を必要とする重度の身体障害者の意思及び人格を尊重 りやうしや たちば た てきせつ していしせつしえん ていほやう かくほ し、利用者の立場に立った適切な指定施設支援の提供を確保する こと。
施設の所在地	しずおかけん たがたくん かんなんちやう ひらい 静岡県 田方郡 函南町 平井717-2
連絡先	でんわばんごう ふうつくずばんごう 電話番号 FAX番号 055-978-0811 055-978-0812
施設長(管理者)	ささき しょうぞう 佐々木 省三
施設の運営方針	ひと ひと おも きほん りやうしやみすか せいかつ 人とのふれあいや、人への思いやりを基本とし、利用者自らが生活 の場として、やすらぎとゆとりを実感できるように配慮し自立への いよく こと つと 意欲に應えるように努める。
開設年月日	へいせい ねん がつ ひ 平成 9年 4月 1日
定 員	10名

◎ 短期入所

施設が提供する短期入所の内容は、次のサービス提供を行います。

- 食事・入浴の提供、排泄等についての介助等の支援
- レクリエーションの機会の提供
- 生活相談
- 健康管理等の相談や援助
- 前各号に掲げるもののほか、短期入所の利用者に必要な支援

3. 事業実施地域および営業時間

事業実施地域	通常の事業実施地域は、函南町、沼津市、三島市、裾野市、伊豆の国市、清水町とする。ただし、通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。
営業日	年中無休
営業時間	8:30~17:30
サービス提供時間	24時間

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造 5階建 (耐火建築物・耐震構造)
	総面積	6,357 m <sup>2</sup>
	(2・3・4F面積)	4,223.4 m <sup>2</sup>
	廊下の幅	2.5 m

(2) 居室の概要

居室・設備の種類	部屋数	備考
個室	10室	ショートステイ用 標準設備ギャッジベッド、収納キャビネット

※ 利用者の心身の状況や空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

(3) 居室以外の設備の概要

施設設備の種類	部屋数	備考
食堂	3室	2階・3階・4階
医務室	3室	2階・3階・4階

せいようしつ 静養室	4 室	2階・3階・4階
よくしつ 浴室	2 室	3階特殊浴槽、4階中間浴
せんめんじょ 洗面所	53ヶ所	2・3・4階各居室、静養室
べんじょ 便所	29ヶ所	2階（洋式9、馬蹄式1、男性用立位式1） 3階（洋式6、馬蹄式2） 4階（洋式7・馬蹄式3・座敷1）
そうだんしつ 相談室	3 室	2階・3階
たもくてきほーる 多目的ホール	1 室	4階
らうんじ ラウンジ	1 室	1階
りはつしつ 理髪室	1 室	1階
テイルーム テイルーム	3ヶ所	2階・3階・4階

当施設では、居室以外に上記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定障害者支援施設に設置が義務付けられている施設・設備等です。利用については、利用者にとって特別ご負担いただく費用はありません。

#### (4) 居室の変更

利用者から居室の変更希望があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

#### (5) 施設・設備等ご利用上の注意事項

- ① 設備・器具の利用については、本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
- ② 宗教活動・政治活動・営利活動について、利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者等に対する宗教活動・政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
- ③ ペットの持込は出来ません。
- ④ 個人情報保護について  
以下については禁止とします。
  - ・スマホや携帯電話等を使用して事業所内の様子や利用者、従業者等を無断で録音、写真や動画を撮影すること。
  - ・利用者や事業所、従業者に関する写真や情報等をSNSに掲載すること。
  - ・他利用者及びその家族、従業者の個人情報を漏らすこと。

SNS等不適切な利用や投稿が原因で、他利用者、職員、事業所、第三者に損害を与えた場合契約解除になることがあります。

⑤ ハラスメント、その他著しい迷惑行為について

利用者及びご家族等が職員に対して、以下のようなハラスメント、その他著しい迷惑行為を繰り返した場合、協議の上で契約解除になることがあります。

・身体的暴力

- 例：○コップを投げつける      ○蹴る・殴る      ○手を払いのける  
 ○唾を吐く      ○手を引っ掻く、つねる      ○首を絞める

・精神的暴力

- 例：○威圧的な態度で文句を言い続ける      ○刃物をちらつかせて脅す  
 ○長時間の拘束、不当な叱責や言動等により業務に支障を来す（電話対応も含む）

○「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する

・セクシャルハラスメント

- 例：○必要もなく手や腕等を触る      ○抱きしめる  
 ○ヌード写真を見せる      ○卑猥な言動を繰り返す  
 ○サービス提供とは無関係に下半身を丸出しにして見せる

⑦喫煙について

施設内及び敷地内での喫煙は、原則禁止します。

5. 職員の配置状況

(1) 職員の員数

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算
		専従	兼務	専従	兼務	
1、管理者	1	1				1
2、サービス管理責任者	2	2				2
3、看護師	6	4		2		5.1
4、生活支援員	52	31		21		42.4
5、理学療法士	2	2				2
6、医師	1				1	0.1
7、管理栄養士	1	1				1
8、その他	3	3				3

当施設では、利用者に対して指定障害者支援施設サービスを提供する職員として、上記の職員を配置しています。

常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名となります。

計算式：週8時間×5名÷40時間＝1名

おち しよくしゆ きんむだいせい ひょうじゆんてき じかんだい さいていはいちじんいん  
 <主な職種の勤務体制> ※標準的な時間帯における最低配置人員

しよく しゆ 職 種	きん む たい せい 勤 務 体 制
1. せいかつしえんいん 生活支援員	あさ 朝 07:00~09:00 8名 にちちゆう 日中 09:00~17:00 10名~12名 ゆう 夕 17:00~19:30 8名 よる 夜 19:30~07:00 4名
2. かんごし 看護師	あさ 朝 07:30~08:30 1名 にちちゆう 日中 09:00~17:00 4名~7名 ゆう 夕 17:00~17:30 1名
3. りがくりょうほうし 理学療法士	にちちゆう 日中 08:30~17:30 2名
4. さーびすかんりせきにしや サービス管理責任者	にちちゆう 日中 08:30~17:30 2名

☆ 土・日・祝日は上記と異なります。

6. とうしせつ ていきよう さーびす りようりようきん けいやくしよだいい じよう だいい じようさんしりよう  
 当施設が提供するサービスと利用料金（契約書第4条、第5条参照）

とうしせつ いが さーびす  
 当施設では、以下のサービスがあります。

○ かいごきゆうふひ たいしりよう さーびす  
 介護給付費の対象となるサービス

○ かいごきゆうふひがい さーびす りようりようきん ぜんがく ふたん さーびす  
 介護給付費外のサービス（利用料金の全額を負担していただくサービス）

しよくひ こうねつすいひなら りようりようきん ぜんがく りようしや ふたん さーびす のぞ かいご  
 食費・光熱水費並びに利用料金の全額を利用者に負担いただくサービスを除き、介護  
 きゆうふひ たいしりよう さーびす こうせいりうどうだいしん さだ ぎじゆん さんてい がく  
 給付費の対象となるサービスについては、厚生労働大臣が定める基準により算定した額が  
 さーびすりようきん さーびすりようきん うち いちぶ げんそく わり しまち かいごきゆうふひ  
 サービス料金となります。このサービス料金の内の一部（原則9割）は市町から介護給付費  
 としきゆう として支給されます。介護給付費は当事業所が市町から直接受け取りますので、利用者は  
 さーびすりようきん かいごきゆうふひ がく さーびす がく りようしやふたながく げんそくさーびす  
 サービス料金から介護給付費の額を差し引いた額（利用者負担額といいます。原則サービス  
 りようきん わり どうじぎょうしよ しはら  
 料金の1割です。）を当事業所にお支払いいただきます。

なほ、利用者負担額は、原則サービス料金の1割ですが、「障害福祉サービス受給者証」  
 きさい ふたんじりょうげんがく ひどつき ふたん じりょうげんがく きさい きんがく  
 に記載されている負担上限額が1月の負担の上限額となりますので、記載されている金額  
 いじりよう ふたん ひつりよう  
 以上ご負担いただく必要はありません。

(1) かいごきゆうふひ たいしりよう さーびす がいりよう  
 介護給付費の対象となるサービスの概要

① にちじりようせいかつ しえん  
 日常生活の支援

I しよくじ ていきりようおよ かいじよ  
 食事の提供及び介助

えいりよう りりようしゆ しんだいじりようきりよう きほりう しこう こうりよ しよくじ ていきりようおよ かいじよ おこな  
 ・ 栄養、利用者の身体状況、希望や嗜好を考慮した食事の提供及び介助を行います。

・ ちりようしよく  
 朝食 8:00~9:00

ちりようしよく  
 昼食 12:00~13:00

ちりようしよく  
 夕食 17:30~18:30

II にちりよう  
 入浴

- 入浴を毎週2回、更衣を毎週1回行います。  
ただし、入浴がない日に利用された場合は、利用中に入浴ができない場合があります。

- 利用者の身体<sup>りようしゃ</sup>の状況<sup>しんたい</sup>と希望<sup>じょうきよう</sup>等を伺<sup>きぼう</sup>った上<sup>な</sup>、入浴<sup>うえ</sup>が困難<sup>にゅうよく</sup>な場合には清拭<sup>こんなん</sup>を行う<sup>ばあい</sup>など<sup>せいしき</sup>適切な<sup>おこな</sup>方法<sup>てきせつ</sup>で実施<sup>ほうぼう</sup>します。

### III 排泄

- 利用者の心身の状況<sup>りようしゃ しんしん</sup>に応じて排泄<sup>はいせつ</sup>介助<sup>かいじょ</sup>およびおむつ<sup>こうかん</sup>交換<sup>おこな</sup>を行います。

### IV 着脱衣

- 利用者の心身の状況<sup>りようしゃ しんしん</sup>に応じて介助<sup>かいじょ</sup>・支援<sup>しえん</sup>を行います。

### V 整容

- 利用者の心身の状況<sup>りようしゃ しんしん</sup>に応じて介助<sup>かいじょ</sup>・支援<sup>しえん</sup>を行います。

### VI 健康管理・服薬の支援

- 看護師<sup>かんごし</sup>によるバイタル<sup>ばいたる</sup>チェック<sup>ちえっく</sup>、処置<sup>しょちとう</sup>等<sup>じっし</sup>を実施<sup>し</sup>します。
- 利用者の心身の状況<sup>りようしゃ しんしん</sup>に応じて、薬<sup>くすり</sup>は施設<sup>しせつ</sup>内の<sup>ない</sup>医務<sup>いむしつ</sup>室<sup>むつ</sup>にて管理<sup>かんり</sup>し、処方<sup>しょほう</sup>に応<sup>おう</sup>じた服薬<sup>ふくやく</sup><sup>しえん</sup>を支援<sup>し</sup>します。

## ② 社会的活動支援

### I 日中活動

音楽<sup>おんがく</sup>活動<sup>かつどう</sup>やレクリエー<sup>れくりえー</sup>ション<sup>しょん</sup>・行事<sup>ぎやうじ</sup>を実施<sup>じっし</sup>します。

### II その他の社会活動

## ③ 相談援助

利用者<sup>りようしゃ</sup>の医療<sup>いりよう</sup>・福祉<sup>ふくし</sup>・生活<sup>せいかつ</sup>等<sup>とう</sup>の相談<sup>そうだん</sup>に応<sup>おう</sup>じます。また、希望<sup>きぼう</sup>に応<sup>おう</sup>じて家族<sup>かそく</sup>等<sup>とう</sup>に介護<sup>かいご</sup>技術<sup>ぎじゆつ</sup><sup>じよげん</sup>の助言<sup>じよげん</sup>をおこないます。

## (2) - 1 介護給付費の対象外となるサービスの概要

下記<sup>かき</sup>のサービス<sup>さーびす</sup>については、介護<sup>かいご</sup>給付<sup>きふ</sup>費<sup>ひ</sup>の対象<sup>たいしょう</sup>とならないため、サービス<sup>さーびす</sup>の提供<sup>ていきよう</sup>をご希<sup>き</sup>望<sup>ぼう</sup>される場合<sup>ばあい</sup>には所定<sup>しよてい</sup>の料金<sup>りやうきん</sup>をお支<sup>し</sup>払い<sup>はら</sup>いただきます。

なお、経済<sup>けいざい</sup>状<sup>じやう</sup>況<sup>きやう</sup>の著<sup>あ</sup>しい変化<sup>へんか</sup>その他<sup>た</sup>やむを得<sup>え</sup>ない事由<sup>じゆう</sup>がある場合<sup>ばあい</sup>、相当<sup>そうとう</sup>な額<sup>がく</sup>に変更<sup>へんこう</sup>することがあります。その場合<sup>ばあい</sup>、事前<sup>しぜん</sup>に変更<sup>へんこう</sup>の内容<sup>ないよう</sup>と変更<sup>へんこう</sup>する事由<sup>じゆう</sup>について、変更<sup>へんこう</sup>を行う2か月前<sup>げつまえ</sup>までにご説明<sup>せつめい</sup>します。

- 特殊<sup>とくしゆ</sup>な医療<sup>いりよう</sup>用<sup>よう</sup>器具<sup>き</sup>等<sup>とう</sup>
- 特別<sup>とくべつ</sup>な食事<sup>しょくじ</sup>

※日常生活<sup>にちじゆうせいかつ</sup>において通常<sup>つうじゆう</sup>必要<sup>ひつよう</sup>となるもの<sup>もの</sup>に係<sup>かか</sup>る費用<sup>ひよう</sup>については、実費<sup>じつび</sup>をお支<sup>し</sup>払い<sup>はら</sup>いただきます。

## (2) - 2 利用料金 (1日あたり)

下記<sup>かき</sup>の料金<sup>りやうきん</sup>表<sup>ひやう</sup>によって、利用者<sup>りようしゃ</sup>の障害<sup>しょうがい</sup>支援<sup>しえん</sup>区分<sup>くぶん</sup>に応<sup>おう</sup>じたサービス<sup>さーびす</sup>利用<sup>りよう</sup>料金<sup>りやうきん</sup>から、介護<sup>かいご</sup>

給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）と食費・光熱水費の合計金額をお支払いいただきます。（別途、負担軽減措置があります。）

① 障害支援区分に応じた利用料  
【身体障害者の場合】

		くぶん 区分6	くぶん 区分5	くぶん 区分4	くぶん 区分3	くぶん 区分2・ 1
ふくしがた 福祉型 短期入所	単独利用 の場合	923単位	784単位	648単位	583単位	509単位
	日中活動 併用の場合	602単位	527単位	318単位	240単位	173単位
ふくしがた 福祉型 強化 短期入所	単独利用 の場合	1,164単位	1,026単位	889単位	824単位	751単位
	日中活動 併用の場合	844単位	770単位	559単位	483単位	413単位
ふくしがた 福祉型 強化特定 短期入所		1,107単位	977単位	846単位	784単位	715単位

【身体障害児の場合】

		くぶん 区分3	くぶん 区分2	くぶん 区分1
ふくしがた 福祉型 短期入所	単独利用 の場合	784単位	615単位	509単位
	日中活動 併用の場合	527単位	279単位	173単位
ふくしがた 福祉型 強化 短期入所	単独利用 の場合	1,026単位	858単位	752単位
	日中活動 併用の場合	770単位	521単位	412単位
ふくしがた 福祉型 強化特定 短期入所		977単位	816単位	714単位

※福祉型強化短期入所、福祉型強化特定短期入所について  
当施設では、看護職員を基準より厚く配置しています。かつ以下の判定スコアに該当する者が短期入所を利用した場合には、その期間利用している短期入所者児全員が福祉型強化短期入所の単位が適用になります。なお、日中のみの支援を提供した場合は、福祉型強化特定短期入所の適用になります。

【判定スコア】

- (1) 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理
- (2) 気管切開の管理
- (3) 鼻咽頭エアウェイの管理
- (4) 酸素療法
- (5) 吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）
- (6) ネブライザーの管理
- (7) 経管栄養（経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻、持続経管注入ポンプ使用）
- (8) 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）
- (9) 皮下注射（皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む。）、持続皮下注射ポンプ使用）
- (10) 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）
- (11) 継続する透析（血液透析、腹膜透析等）
- (12) 導尿（間欠的導尿、持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ））
- (13) 排便管理（消化管ストーマの使用、摘便又は洗腸、浣腸）
- (14) 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

② その他の介護給付加算

① 短期利用加算	利用開始日から1年間で30日以内の期間を限度として加算します。	30単位/日
② 常勤看護職員等配置加算	看護職員を常勤で1名以上配置してサービスを提供します。	8単位/日
③ 医療的ケア対応支援加算	福祉型強化短期入所サービス費を算定する場合に、判定スコアの各項目の状態のいずれかに該当する利用者に加算します。	120単位/日
④ 重度児者対応支援加算	福祉型強化短期入所サービス費を算定する場合に、区分5・区分6又は障害児支援区分3の利用者の数が利用者数の100分の50以上の場合に加算します。	30単位/日
⑤ 栄養士配置加算	管理栄養士1名以上配置し、利用者の食事管理を適切に行っている場合に加算します。	22単位/日
⑥ 食事提供体制加算	国の基準に該当する利用者に食事提供をした場合に加算します。	48単位/日

⑦ 上限管理加算	当事業所において利用者負担の上限管理をし、具体的に上限を超える際の調整を行った場合に加算します。	150単位/月
⑧ 緊急短期入所受入加算	緊急利用者を受け入れたときに、当該利用者のみ加算する。	270単位/日 500単位/日
⑨ 定員超過特例加算	緊急利用者を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者を受け入れた場合に、利用者全員につき算定する。	50単位/日
⑩ 地域生活支援拠点等に係る加算	利用を開始した日に加算する。	100単位/日 200単位/日

※ <利用者負担額の上限について>  
介護給付対象のサービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）は利用者負担額の上限が定められています。ご希望により当事業所を上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお知らせください。

※ 上記③の加算については、該当する場合のみ加算することとします。

※ 「福祉・介護職員処遇改善加算」として、令和6年5月31日まで1月につき、上記の基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計×86/1,000 が加算されます。また、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」として、上記の基本報酬及び各加算（「福祉・介護職員処遇改善加算」を除く）を算定した単位数の合計×21/1,000 が加算されます。更に、「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」として、上記の基本報酬及び各加算（「福祉・介護職員処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を除く）を算定した単位数の合計×28/1,000 が加算されます。令和6年6月1日から「福祉・介護職員処遇改善加算」として1月の単位（各加算を含む）数の合計×159/1,000 が加算されます。

※ 上記、1単位単価について、施設所在地である函南町は、厚生労働大臣が定める地域区分「7級地」であるため、10、18円となります。

③ 食事の提供・光熱水費に係る費用（自己負担額）

食事	朝食：278円 / 昼食：650円 / 夕食：650円
光熱水費	1日：247円

※ ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額及び食費、光熱水費といたします。

※ 食事の提供に係る費用の自己負担は、食事の食事を召し上がった回数に応じての請求といたします。

(2) - 3 利用者負担の減免について  
〔利用者負担に関する月額上限〕

○1 か月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	1 か月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービス利用をするご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯で、「低所得1」に該当しない方	0円
一般1	市町村民税課税世帯(20歳未満)	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯	37,200円

(2) - 4 利用料金のお支払方法(契約書第5条参照)

前記の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ウ. 指定口座への振込み

振り込み先銀行名	静岡銀行	函南支店
口座番号	普通預金	359030
口座名	社会福祉法人 共済福祉会 伊豆ライフケアホーム	
	理事長	志村 幸洋

(2) - 5 サービスの利用に関する留意事項

① サービス内容の中止、変更、追加

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。また、利用期日前において新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。

② 取消料(食事キャンセル料)

利用者が、サービス実施日の前日の受付時間内以降に利用の中止を申し出た場合は、食料費相当額をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない事由がある場合は、取消料はいただきません。

③ 受給者証の確認（契約書第2条参照）

「支給決定期間」「住所」および「利用者負担額」、「支給量」、「障害支援区分」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかに本事業所従事者にお知らせください。また、本事業所従事者より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、提示させていただきますようお願いいたします。

④ 体調の急変時について

利用期間中に、利用者が体調を崩した場合、事業者は家族に直接連絡をとり、ご家族によりかかりつけ医への受診をしていただきます。

なお、受診後に医的処置が続いたり、感染の恐れがある場合には利用を中止することとします。生命、身体を傷つける恐れがある急変の場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることがあります。

◆ 協力医療機関

NTT東日本伊豆病院（内科、リハビリテーション精神科、歯科、整形外科）

⑤ 感染症の怖れがある場合や自然災害について

- ・ 感染予防のため営業を中止する場合があります。
- ・ 地震や台風等、自然災害が発生した場合又は見込まれ、利用者に危険性があると判断した場合には、営業を中止する場合があります。
- ・ 大規模地震等に関する各種警報が発令された場合は、重要事項説明書の同意をもって、以下の対応への承諾をいただいたものとし、

I 利用日・利用日前に注意情報・予知情報が発令された場合

各種情報が発令された場合、あるいは途中で解除情報が発令されても、終日サービス提供はいたしません。サービス提供の再開にあたっては、あらかじめご連絡いたします。

II 利用期間中に警報等が発令された場合

直ちにサービスの提供を中止させていただく場合があります。その際は、ご家族に緊急連絡いたしますので、できるだけ早めのお迎えでご帰宅されますようお願いいたします。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第7条）

当施設は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。開示に際して必要な複写料などの費用は、利用者の負担となります。

- (1) 閲覧、複写ができる窓口業務時間  
 ○ 受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始は除く）  
 8：30～17：30

○ 複写料 白黒 10円/枚 カラー 20円/枚

- (2) 利用者の記録や情報は、「社会福祉法人共済福祉会における個人情報保護に対する基本方針等」に基づき、個人情報の取り扱いを行っています。

- (3) 当事業所の従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は解約後も同様です。

- (4) 当事業所は、重要事項説明書の同意をもって、以下に掲げる理由に限り、利用者及びその家族等に関する情報を提供することがあります。

① 障害区分認定調査・介護保険認定調査等について、関係する都道府県、市町村、付属

機関及びその委託を受けた機関が情報提供を求めた場合。

② 主治医等が治療に要する目的で情報提供や報告を求めた場合。

③ 個別支援会議等において情報提供が必要な場合。

④ 利用者のサービス利用終了等に伴って、継続した福祉サービス等を利用する上での情報提供を用いる必要がある場合。

- (5) 当事業所は、将来を担う介護従事者等の実習生、または利用者のサービス提供を目的にボランティアの受け入れをしていますが、職員と同様に施設で知り得た利用者及びその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らさないよう事前説明の上、秘密保持に関わる誓約書を交わしています。

## 8. 損害賠償保険への加入（契約書第8条参照）

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 株式会社 損害保険ジャパン

保険名 しせつの損害補償

補償の概要 社会福祉施設が損害賠償責任を負った場合の補償

## 9. 苦情の受付について（契約書第12条参照）

- (1) 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）	係長 杉山 朋子
苦情解決責任者	施設長 佐々木 省三
受付時間	月～金曜日 8：30～17：30（祝日、年末年始は除く） また、苦情受付箱を各階エレベーターホールに設置しています。

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員一覧>

氏名	住所	電話番号
第三者委員 山田信昭	函南町畑毛417-6	055-979-3950
第三者委員 石橋菜穂子	富士見が丘いこいの園 施設長	055-944-6644
第三者委員 大川文和	函南町社会福祉協議会 事務局長	055-978-9288

(3) 行政機関その他苦情受付機関

機関名	住所	電話番号
静岡県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	静岡市葵区駿府町1-70	054-653-0840

10. 虐待防止に関する相談窓口

(1) 当施設における虐待防止に関する相談は以下の専用窓口で受け付けます。

窓口担当者	担当課長 石井 輝
虐待防止に関わる責任者	施設長 佐々木 省三
受付時間	月～金曜日 8:30～17:30 (祝日、年末年始は除く)

11. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

ねん がつ にち  
年 月 日

指定障害者支援施設サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名：伊豆ライフケアホーム

説明者職名：

氏名



わたし ほんしょめん もと しぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う していたんきにゅうしよさーびす  
私は、本書面に基<sup>て</sup>づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所サービスの提供開始に同意しました。

り よう しゃ  
利 用 者  
じゅう しよ  
<住 所>

し めい  
<氏 名>

㊦

— だいひつしゃ —  
— 代筆者 —  
じゅう しよ  
<住 所>

し めい  
<氏 名>

㊦

りようしゃ つづきから  
<利用者との続柄>

じゅうようじこうせつめいしよ こうせいろうどうしようれいだい ごう へいせい ねん がつ にち だい じょう きてい  
※この重要事項説明書は、厚生労働省令第79号（平成14年6月13日）第9条の規定に  
もと りようもう こ しゃ かぞく じゅうようじこうせつめい さくせい  
基<sup>づ</sup>き、利用申し込み者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

じゅうようじこうせつめいしょ せつめいほか かくにんないよう  
 <重要事項説明書の説明他、確認内容>

りようしゃおよ がおくとう しえん たい いこう  
 ◆利用者及びご家族等の支援に対する意向

きんきゅうれんらくさき  
 ◆緊急連絡先

○ ご氏名 \_\_\_\_\_ さま りようしゃ つづきから 様 (利用者との続柄)

○ 住 所 \_\_\_\_\_

○ 電 話 \_\_\_\_\_ / ふあっくす FAX

りようりょうきん しはらいほうほう  
 ◆利用料金のお支払方法

ア. 窓口での現金支払い

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ウ. 指定口座への振込み

振り込み先銀行名	静岡銀行	函南支店
口座番号	普通預金	359030
口座名	社会福祉法人 共済福祉会	
	伊豆ライフケアホーム	
	理事長	志村 幸洋

ほーむぺーじ こうほうしどう しゃしん けいざい  
 ◆ホームページや広報誌等への写真の掲載について

写真の掲載を許可する。  写真の掲載を許可しない。

※掲載の条件がある場合

た  
 ◆その他